

南九州市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会

日時 平成 29 年 1 月 31 日（火）18:30～

場所 知覧文化会館 大会議室

会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説明内容

(1) 南九州市における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

(2) 介護予防・生活支援サービス事業所の指定手続きについて

(3) サービスコード表について

(4) その他

4 閉 会

（配布資料）

資料 1 南九州市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（解釈編）

資料 2 南九州市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（様式）

資料 3 南九州市介護予防・生活支援サービス事業所指定（更新）申請書
添付書類・様式

資料 4 南九州市介護予防・生活支援サービスの人員，設備及び運営に関する基
準を定める要綱（解釈編）

南九州市 長寿介護課

1 南九州市における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

(1) 介護予防・生活支援サービス事業について

平成 29 年 4 月 1 日から南九州市で実施する介護予防・生活支援サービス事業については、

訪問型サービスは、現行の介護予防訪問介護相当サービスのみ、

通所型サービスは、現行の介護予防通所介護相当サービスと通所型サービス A の 2 種類です。

なお、その他の多様なサービスや生活支援サービスについては、今後の事業の実施状況や高齢者等のニーズ、サービス提供体制の整備等を考慮しながら継続して検討していくこととしています。

事業メニュー		実施	実施方法
訪問型サービス	訪問介護 (現行の介護予防訪問介護相当サービス)	○	事業者指定
	訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス)	×	—
	訪問型サービス B (住民主体による支援)	×	—
	訪問型サービス C (短期集中予防サービス)	×	—
	訪問型サービス D (移動支援)	×	—
通所型サービス	通所介護 (現行の介護予防通所介護相当サービス)	○	事業者指定
	通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	○	事業者指定
	通所型サービス B (住民主体による支援)	×	—
	通所型サービス C (短期集中予防サービス)	×	—
その他の生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食，住民ボランティア等が行う見守り等）		×	—

① サービス種別：現行の介護予防訪問介護相当サービス

南九州市

区分	内容
サービス名	基準型訪問介護予防サービス
対象者	要支援認定者及び事業対象者
実施方法	事業者指定（みなし指定）
サービス提供者	指定訪問介護事業所の従事者
サービス内容	①現行の介護予防訪問介護と同様のサービス ②サービス提供時間は、現行の基準省令に準ずる。 ③サービスの支援内容は、現行の基準省令に準ずる。
サービス提供の考え方	①平成 29 年度中有効期間終了後、引き続きサービスの利用継続が必要とケアマネジメントで認められるケース ②訪問介護員によるサービスが必要な者（認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動をとまなう者。退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等。） ③新規の対象者で、上記の例などに該当し、ケアマネジメントで認められるケース
人員基準	①管理者※1 常勤・専従 1 以上 ②訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者） ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 以上※2 （介護福祉士、実務者研修修了者、3 年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者） ※1 支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可能
設備基準	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備、備品
運営基準	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の供与 等 注：下線は、法令上遵守すべき事項
ケアマネジメント	ケアマネジメント A
個別サービス計画	作成
単価	①月額報酬（介護予防訪問介護の介護報酬単位） ・週 1 回程度 → 要支援 1・2，事業対象者 1,168 単位／月 ・週 2 回程度 → 要支援 1・2，事業対象者 2,335 単位／月 ・週 2 回を超える程度 → 要支援 2，事業対象者 3,704 単位／月 ②加算等 → 現行の介護予防訪問介護に係る加算等については、すべて適用 ③1 単位＝10 円
利用者負担	単価×1 割（一定以上所得者は 2 割）
給付管理	国保連に委託 ・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 要支援 1：50,030 円／月 要支援 2：104,730 円／月 ・事業対象者 → 予防給付の要支援 1 の限度額（利用者の状況により要支援 2 の支給限度額まで超えることも可）
事業者への支払い	国保連経由での審査・支払

② サービス種別：現行の介護予防通所介護相当サービス

南九州市

区分	内容
サービス名	基準型通所介護予防サービス
対象者	要支援認定者及び事業対象者
実施方法	事業者指定（みなし指定）
サービス提供者	指定通所介護事業所の従事者
サービス内容	①現行の介護予防通所介護と同様のサービス ②サービス提供時間は、現行の基準省令に準ずる。 ③サービスの支援内容は、現行の基準省令に準ずる。
サービス提供の考え方	①平成 29 年度中有効期間終了後、引き続きサービスの利用継続が必要とケアマネジメントで認められるケース ②専門職等による機能訓練等を含む通所サービス ③新規の対象者で、上記の例などに該当し、ケアマネジメントで認められるケース
人員基準	①管理者※1 常勤・専従 1 以上 ②生活相談員※2 専従 1 以上 ③看護職員 専従 1 以上 ④介護職員※2 利用者 15 人までは専従 1 以上、15 人を超える場合は利用者 1 人に専従 0.2 以上 ⑤機能訓練指導員 1 以上 ※1 支障がない場合、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の 1 以上は常勤
設備基準	①食堂、機能訓練室（3 ㎡×利用定員以上） ②静養室、相談室、事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④その他必要な設備、備品
運営基準	①個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ③秘密保持等 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の供与 等 注：下線は、法令上遵守すべき事項
ケアマネジメント	ケアマネジメント A
個別サービス計画	作成
単価	①月額報酬（介護予防通所介護の介護報酬単位） ・週 1 回程度 → 要支援 1・事業対象者 1,647 単位／月 ・週 2 回程度 → 要支援 2 3,377 単位／月 ・利用者の状況により、事業対象者は週 2 回程度の利用を可とする。 ②加算等 → 現行の介護予防通所介護に係る加算等については、すべて適用 ③1 単位＝10 円
利用者負担	単価×1 割（一定以上所得者は 2 割）
給付管理	国保連に委託 ・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 要支援 1：50,030 円／月 要支援 2：104,730 円／月 ・事業対象者 → 予防給付の要支援 1 の限度額（利用者の状況により要支援 2 の支給限度額まで超えることも可）
事業者への支払い	国保連経由での審査・支払

③ サービス種別：通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）

南九州市

区分	内容
サービス名	緩和型デイサービス
対象者	要支援認定者及び事業対象者
実施方法	事業者指定
サービス提供者	指定事業所の従事者
サービス内容	①高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業（教養講座，高齢者スポーツ活動，園芸・陶芸等の創作活動，手芸・木工・絵画等の趣味活動，入浴，給食，日常動作訓練など） ②サービス提供時間は，1 日 3 時間以上……送迎時間は含まない ③サービス利用は，週 1 回
サービス提供の考え方	①閉じこもりや，うつ等の状態像が見込まれるもの ②運動機能低下，軽度認知症の状態像が見込まれるもの
人員基準	①管理者※1 常勤・専従 1 以上 ②従事者 利用者 15 人までは専従 1 以上，15 人を超える場合は利用者 1 人に必要数 ※1 支障がない場合，当該指定事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能
設備基準	①サービスを提供するために必要な場所（3 m ² ×利用定員以上） ②当該サービス利用者のみの場所若しくは時間を設定（基準型通所介護サービス利用者と混在しない時間・場所） ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④その他必要な設備，備品
運営基準	①必要に応じ，個別サービス計画の作成 ②従事者の清潔の保持，健康状態の管理 ③秘密保持等 ④事故発生時の対応 ⑤廃止・休止の届出と便宜の供与 等 注：下線は，法令上遵守すべき事項
ケアマネジメント	ケアマネジメント A
個別サービス計画	作成
単価	①報酬 247 単位／回 ②加算は無し ③1 単位＝10 円
利用者負担	単価×1 割（一定以上所得者は 2 割） ※ただし，昼食代，入浴代，材料代等は実費負担とし，事業者が徴収
給付管理	国保連に委託 ・要支援者 → 介護度による予防給付の支給限度額 要支援 1：50,030 円／月 要支援 2：104,730 円／月 ・事業対象者 → 予防給付の要支援 1 の限度額（利用者の状況により要支援 2 の支給限度額まで超えることも可）
業者への支払い	国保連経由での審査・支払

(2) 予防給付（訪問介護・通所介護のみ）の介護予防・生活支援サービスへの移行時期について

		平成 29 年				平成 30 年		
		3 月	4 月 総合事業開始	5 月	6 月	1 月	2 月	3 月 完全移行
新規要支援認定者								
更新者	H29.4.1 更新	----->	更新					
	H29.5.1 更新	----->		更新				
	H29.6.1 更新	----->			更新			
	H30.3.1 更新	----->						更新

予防給付 -----> 介護予防・生活支援サービス ----->

- 新規要支援認定者
平成 29 年 4 月 1 日以降の申請時から介護予防・生活支援サービス利用開始。
- 更新時期に要支援認定更新をした方
平成 29 年 4 月 1 日以降の要支援認定更新時から介護予防・生活支援サービス利用開始。
- 更新時期に要支援認定更新をせずに、基本チェックリスト結果により事業対象者となった方
平成 29 年 4 月 1 日以降の要支援認定更新時に基本チェックリスト結果により事業対象者となった時から介護予防・生活支援サービス利用開始。

総合事業（介護予防・生活支援サービス）へ移行するのは、予防給付の訪問介護と通所介護のみ

注 要支援認定期間が平成 29 年 4 月以降（最長で平成 30 年 3 月 31 日）までの方は、当該認定期間中は現行の介護予防訪問介護や介護予防通所介護のサービスを利用することになります。

事業対象者の被保険者証(例)

(一)

介護保険被保険者証			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生 年 月 日	性 別	
交付年月日		平成29年 4月 1日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		4 6 2 2 3 4 〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 南九州市 TEL 0993-83-2511 鹿児島県 南九州市 之印	

(二)

要 介 護 状態区分等		事業対象者		基本チェックリスト実施日		内 容	期 間
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成29年 4月 1日					給付制限	開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日
認 定 の 有 効 期 間						居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	南九州市川辺地域包括支援センター
居宅サービス等	区分支給限度基準額						届出年月日 平成29年 4月 1日
(うち種類支給限度基準額)	1月当たり	サービスの種類	単位	種類支給限度基準額			届出
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定						介護保険施設等	種類 名称 種類 名称
							退所等年月日 入所等年月日 退所等年月日

ここに記載している日からサービス利用ができる。

2 介護予防・生活支援サービス事業所の指定手続きについて

(1) 事業所指定が必要な場合について

① 現行相当サービス（基準型訪問介護予防サービス・基準型通所介護予防サービス）

ア みなし指定を受けている事業所 ⇒ 指定申請は不要

イ みなし指定をうけていない事業所 ⇒ 指定申請が必要

② 通所型サービス A（緩和型デイサービス）

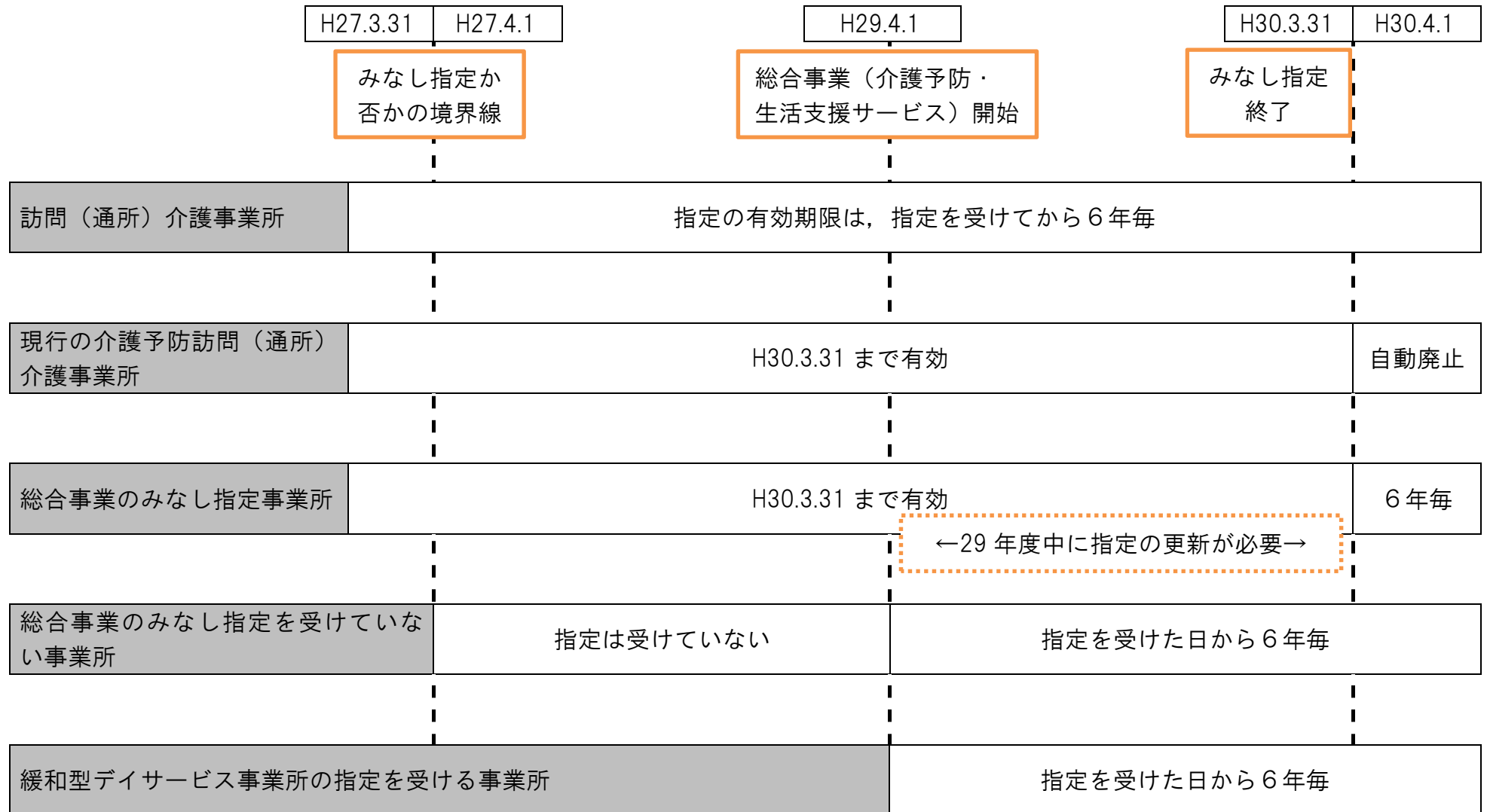
実施を希望する全ての事業所 ⇒ 指定申請が必要

（指定手続き）

現在の 指定状況	指定日	みなし 指定	現行相当	現行相当	通所型 A
			基準型訪問 介護予防サ ービス	基準型通所 介護予防サ ービス	緩和型デイ サービス
介護予防 訪問介護	H27.03.31 以前	あり	不要※		
	H27.04.01 以降	なし	必要		
介護予防 通所介護	H27.03.31 以前	あり		不要※	必要
	H27.04.01 以降	なし		必要	
指定なし	—		必要	必要	

注 平成 30 年 4 月以降も現行相当サービスの実施を希望する場合は、平成 29 年度中に更新手続きが必要（更新申請の方法は平成 29 年度中に周知予定）

(2) 指定の有効期限について



(3) 指定の申請について

平成 29 年 4 月 1 日の指定を受ける場合は、南九州市介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書（第 1 号様式）を平成 29 年 2 月 28 日（火）までに南九州市役所長寿介護課介護保険係へ提出してください。

注 1) 次の要綱に基づくこと。

○南九州市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

○南九州市介護予防・生活支援サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

注 2) 申請書に添付する書類は、別途資料を参照のこと。

※ 様式等については、後日、市のホームページに掲載します。

(4) 定款、運営規程及び契約書・重要事項説明書の変更等について

① 定款

ア みなし指定事業者

- ・現行相当サービス（基準型訪問介護予防サービス、基準型通所介護予防サービス）のみを提供する場合は、平成 30 年 3 月末までに定款の変更が必要です。（平成 29 年 4 月の介護予防・生活支援サービス開始時点では、変更不要）
- ・緩和型デイサービスを新たに提供する場合は、指定申請時に定款が変更されている必要があります。
- ・介護予防・生活支援サービスのみの追加に伴う定款の変更にあたっては、市への変更届は不要です。

イ みなし指定を受けていない事業所

- ・介護予防・生活支援サービスの指定申請時、定款が変更されている必要があります。

注) ア・イともに、定款の変更にあたっては、事業所において各所管官庁に確認をしてください。また、指定申請時に、定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に現在の定款の写し、変更後の定款（案）を添付のうえ、変更完了後、変更後の定款を提出してください。

② 運営規程

ア みなし指定事業者

- ・現行相当サービス（基準型訪問介護予防サービス、基準型通所介護予防サービス）のみを提供する場合は、平成 30 年 3 月末までに運営規程の変更が必要です。（平成 29 年 4 月の介護予防・生活支援サービス開始時点では、変更不要）
- ・緩和型デイサービスを新たに提供する場合は、指定申請時に運営規程が作成されている必要があります。

- ・運営規程を変更した場合、市へ変更届を提出する必要があります。
- ・介護予防・生活支援サービスのみ独立して作成しても、現行の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

イ みなし指定を受けていない事業所

- ・介護予防・生活支援サービスの指定申請時、運営規程を作成のうえ、提出する必要があります。
- ・介護予防・生活支援サービスのみ独立して作成しても、現行の（介護予防）訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。

③ 契約書・重要事項説明書

- ・契約書及び重要事項説明書を介護予防・生活支援サービス用に作成し、介護予防・生活支援サービスを利用する方に対し、サービス提供時に随時契約を行ってください。
- ・従前の契約書、重要事項説明書に介護予防・生活支援サービスに関する事項を追加して作成しても構いません。

（まとめ）

	サービス種別	定款	運営規程	契約書・ 重要事項説明書
みなし指定 事業者	基準型訪問介護 予防サービス	平成 29 年 4 月時点での変更 は必要なし(平成 30 年 3 月末 までには変更が必要)		変更の必要あり (利用者が介護予 防・生活支援サービ スへ移行するタイ ミングで変更)
	基準型通所介護 予防サービス			
	緩和型デイサー ビス			
みなし指定 事業者以外	基準型訪問介護 予防サービス	指定申請時ま でに変更の必 要あり	指定申請時ま でに作成の必 要あり	
	基準型通所介護 予防サービス			
	緩和型デイサー ビス			

④ 定款等の例示文

ア 定款

現行	変更例
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業
介護予防通所介護	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業

イ 運営規程，契約書，重要事項説明書

現行	変更例
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（基準型訪問介護予防サービス）
介護予防通所介護	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（基準型通所介護予防サービス）
	介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（緩和型デイサービス）

注）平成30年3月末まで「介護予防訪問介護」，「介護予防通所介護」を実施する場合もありますので，それまでは「介護予防訪問介護」，「介護予防通所介護」を削除しないでください。

3 サービスコード表について

南九州市の介護予防・生活支援サービスに係るサービスコード表は，現在作成中ですので，後日お知らせします。